

登録検診機関（医療機関）の要件

R6. 4. 1 現在

区分	胃がん		肺がん	大腸がん (登録制度なし)
	胃部エックス線検査	胃内視鏡検査		
検診体制 (資格等)	○当該施設の所在する地区医師会に読影管理委員会（胃部エックス線検査）が設置されていること。	○原則として、当該施設の所在する地区医師会に読影管理委員会（胃内視鏡検査）が設置されていること。ただし、胃がん検診読影管理委員会（胃内視鏡検査）の設置が困難な場合で、日本消化器がん検診総合認定医、日本消化器がん検診学会認定医又は日本消化器内視鏡学会専門医が 2 名以上勤務する医療機関において胃内視鏡検査を行う場合には、施設内での専門医による二重読影を胃がん検診読影管理委員会（胃内視鏡検査）による内視鏡画像のチェックの代替方法とすることができる。 ○胃内視鏡検査（組織診を含む）が実施できること。 ○胃内視鏡検査に従事する医師は、次のいずれかの条件を満たす医師であること。 （ア）日本消化器がん検診総合認定医 （イ）日本消化器がん検診学会認定医 （ウ）日本消化器内視鏡学会専門医 （エ）日本消化器病学会専門医 （オ）診療又は検診に関わらず概ね年間 100 件以上の胃内視鏡検査を実施している医師 （カ）（ア）から（オ）までの条件を満たす医師と同程度の経験及び技量を有すると胃内視鏡検診運営委員会が認めた医師	○当該施設の所在する地区医師会に肺がん検診読影管理委員会が設置されていること。	
講習会等への参加		○胃内視鏡検査に従事する医師は、胃がん部会が指定する「茨城県胃がん検診従事者講習会」その他消化器系学会、研究会、胃内視鏡検診運営委員会又は胃内視鏡読影管理委員会が主催する研修会（研修カリキュラムについては、日本消化器がん検診学会による「対策型検診のための胃内視鏡検診マニュアル 2017 年度版」の VI. の 10 の表 1 に定める内容を含むものに限る。）に参加すること。 ○胃内視鏡検査に従事する医師は、読影管理委員会に定期定に参加し、二重読影を行う医師から指導や助言を受けることが望ましい。なお、上表ただし書きに該当する場合は、胃内視鏡検査に従事する医師は、施設内での相互チェックを行うとともに、二重読影を行う専門医から指導や助言を受けることが望ましい。		
機器・設備		○自動内視鏡洗浄消毒装置を設置することが望ましい。		
調査等への協力	○国立がん研究センターが示す「事業評価のためのチェックリスト」（検診実施機関用）により検診の実施状況を把握するとともに、遵守率の向上に努めること。また、県が実施するチェックリストの遵守状況調査に協力すること。	○再検査となった者の追跡調査に協力できること。 ○発見患者の「手術・治療レポート」等の収集に協力できること。 ○読影管理委員会（胃内視鏡検査）が行う内視鏡画像点検及び胃内視鏡運営委員 ^(※1) への偶発症報告等に協力できること。なお、上表のただし書きに該当する場合は、当該実施医療機関（胃内視鏡検査）において行う内視鏡画像点検及び胃内視鏡検診運営委員会への偶発症報告等に協力できること。 ○国立がん研究センターが示す「事業評価のためのチェックリスト」（検診実施機関用）により検診の実施状況を把握するとともに、遵守率の向上に努めること。また、県が実施するチェックリストの遵守状況調査に協力すること。	○国立がん研究センターが示す「事業評価のためのチェックリスト」（検診実施機関用）により検診の実施状況を把握するとともに、遵守率の向上に努めること。また、県が実施するチェックリストの遵守状況調査に協力すること。	

(※1) 胃内視鏡運営委員会：胃内視鏡検査による医療機関検診を実施する市町村が設置する組織。

登録検診機関（医療機関）の要件

R6.4.1 現在

区分	乳がん		子宮頸がん
	超音波検診	マンモグラフィ検診	
検診体制 (資格等)	<p>○超音波検診に従事する医師は、次のいずれかを満たす者であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NPO 法人精中機構が主催又は共催する乳房超音波医師講習会を修了していること。 ・日本超音波医学会認定の超音波専門医（乳腺領域又は総合領域） ・過去に開催された乳がん部会が指定した講習会^(※2)を修了していること。 <p>○超音波検診に従事する臨床検査技師、診療放射線技師、看護師は、次のいずれかを満たす者であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NPO 法人精中機構が主催又は共催する乳房超音波技術講習会を修了していること。 ・日本超音波医学会認定の超音波検査士（体表臓器又は健診領域） ・過去に開催された乳がん部会が指定した講習会^(※2)を修了していること。 	<p>○マンモグラフィの読影体制は、十分な経験を有する2名の医師による二重読影により行い、NPO 法人精中機構の主催又は共催するマンモグラフィ読影講習会を修了し、検診マンモグラフィ読影医師の認定（評価B以上）を受けている読影医によるものとする。</p> <p>○マンモグラフィの撮影者は、NPO 法人精中機構が主催又は共催するマンモグラフィ技術講習会を修了した診療放射線技師又は医師であること。検診マンモグラフィ撮影認定（評価B以上）を受けた診療放射線技師又は医師であることが望ましい。</p>	<p>○検診担当医師が確保されていないなければならない。なお、検診担当医師は、日本産科婦人科学会の産婦人科専門医であることが望ましい。</p>
講習会等への参加	<p>○乳がん検診に従事する医師は、茨城県乳がん検診従事者講習会、茨城乳腺疾患研究会、日本乳癌学会学術総会、日本乳癌学会地方会、日本乳癌検診学会学術総会、その他乳がん部会が認める講習会のいずれかに登録申請（更新申請を含む）をする年度を含む過去3か年度の間に1回以上参加していること。</p>	<p>○乳がん検診に従事する医師は、茨城県乳がん検診従事者講習会、茨城乳腺疾患研究会、日本乳癌学会学術総会、日本乳癌学会地方会、日本乳癌検診学会学術総会、その他乳がん部会が認める講習会のいずれかに登録申請（更新申請を含む）をする年度を含む過去3か年度の間に1回以上参加していること。</p>	/
機器・設備	<p>○超音波装置は、NPO 法人日本乳癌検診学会超音波検診精度管理委員会編集の「超音波による乳がん検診の手引き」に準じたものを用いる。なお、探触子の周波数帯域には12MHzが含まれていることとする。</p>	<p>○乳房エックス線撮影装置は、「日本医学放射線学会の定める仕様基準」を満たし、日本乳がん検診精度管理中央機構の定める線量と画質の基準を満たしていること。</p>	/
調査等への協力	/	<p>○国立がん研究センターが示す「事業評価のためのチェックリスト」（検診実施機関用）により検診の実施状況を把握するとともに、遵守率の向上に努めること。また、県が実施するチェックリストの遵守状況調査に協力すること。</p>	<p>○国立がん研究センターが示す「事業評価のためのチェックリスト」（検診実施機関用）により検診の実施状況を把握するとともに、遵守率の向上に努めること。また、県が実施するチェックリストの遵守状況調査に協力すること。</p>

(※2) 過去に開催された乳がん部会が指定した講習会：茨城県又は対がん協会茨城支部が主催した乳房超音波検診従事者講習会、日本乳腺甲状腺超音波診断学会教育委員会が主催又は共催した乳房超音波講習会